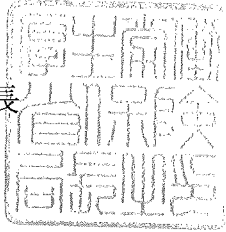


保発 1 1 1 5 第 5 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

全日本病院協会長 殿

厚生労働省保険局長



健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

標記について、別添のとおり、全国健康協会理事長、健康保険組合理事長、都道府県知事及び地方厚生（支）局長あて通知したので、よろしくお取りはか
らい願いたい。



保 発 1 1 1 5 第 1 号
平 成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

全国健康保険協会理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号。以下「改正政令」という。）が平成23年10月21日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成23年厚生労働省告示第434号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、被保険者等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第1 改正等の趣旨

改正政令により、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

第2 改正等の具体的内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

（1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者などからも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

（2）様式の一部改正関係（様式第1.3号の2及び第1.4号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようにされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。

○厚生労働省令第百三十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十三年政令第三百二十七号)の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

健康保険法施行規則等の一部を改正する省

令

(健康保険法施行規則の一部改正)

第一条 健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「診療所」の下に「第九十八条の二第七項、第九十五条の二第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第六条第一項を除き」を加える。

第五十八条第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号」の下に「又は第三号二」を加える。

第六十二条の三第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号二」の下に「又は第三号二」を加える。

第九十八条の二第七項中「保険医療機関等から令第四十三条第一項各号に掲げる療養を」を「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局(第九十五条の二第五項及び第六項、第九十五条第四項及び第五項並びに第九十六条第一項において「保険医療機関等」と総称する。)又は指定訪問看護事業者から療養(令第四十一条第一項第一号に規定する療養をいう。第九十三条の二第五項、第九十四条、第九十五条第四項及び第九十六条において同じ。)」に、「同項又は同条第三項」を「令第四十三条第一項、第三項又は第四項」に改める。

第一百一条中「同号」を「令第四十一条第一項」に改める。

第一百二条中「第四十二條第三項第三号」の下に「同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む。」を加え、「同号」を「令第四十一条第三項又は第四項」に改める。



保 発 1 1 1 5 第 2 号
平 成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号。以下「改正政令」という。）が平成23年10月21日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成23年厚生労働省告示第434号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、被保険者等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第1 改正等の趣旨

改正政令により、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

第2 改正等の具体的内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

（1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者などからも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

（2）様式の一部改正関係（様式第13号の2及び第14号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようにされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。

○厚生労働省令第百三十五号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百二十七号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月十五日

厚生労働大臣 小宮山洋子

健康保険法施行規則等の一部を改正する省

令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「診療所」の下に「第九十八条の二第七項、第三百三条の二第五項及び第六項、第二百五条第四項及び第五項並びに第六条第一項を除き」を加える。

第五十八条第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号二」の下に「又は第三号二」を加える。

第六十二条の三第二号中「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、同条第三号中「第二号二」の下に「又は第三号二」を加える。

第九十八条の二第七項中「保険医療機関等から令第四十三條第一項各号に掲げる療養」を「保険医療機関若しくは保険薬局若しくは法第六十三條第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局（第百二條の二第五項及び第六項、第百五條第四項及び第五項並びに第百六條第一項において「保険医療機関等」と総称する。）又は指定訪問看護事業者から療養（令第四十一條第一項第一号に規定する療養をいう。第百三條の二第五項、第百四條、第百五條第四項及び第百六條において同じ。）」に、「同項又は同条第三項」を「令第四十三條第一項、第三項又は第四項」に改める。

第百一条中「同号」を「令第四十一條第一項」に改める。

第百二條中「第四十二條第三項第三号」の下に「（同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む。）」を加え、「同号」を「令第四十一條第三項又は第四項」に改める。

第九十条中「同号」を「令第八条第一項」に改める。

第九十一条中「第九条第三項第三号」の下に「(同条第四項第三号においてこれを引用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「令第八条第三項又は第四項」に改め、「第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加える。

第九十二条中「第九条第三項第四号」の下に「(同条第四項第四号においてこれを引用する場合を含む。)」を加え、「同号」を「令第八条第三項又は第四項」に改め、「第二号二」の下に「又は第三号二」を加える。

第九十三条第一項中「又は口」を「若しくは口」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定(令第九条第二項第一号又は第二号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)」を加え、同条第三項第三号を次のように改める。

三 令第十条第一項第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

第九十三条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「(令第十条第一項第一号に掲げる入院療養等に限る。)」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第六項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加える。

第九十四条の見出し中「又は第一号ロの入院療養等」を「第二号ロ又は第三号ロの療養」に改め、同条中「若しくは口」の下に「第二号ロ又は第三号ロ」を加え、「入院療養等」を「療養」に改め、「又は同項第二号ロの厚生労働省令で定めるところにより算定した入院療養に要した費用の額」を削る。

第九十五条第一項中「又は第二号ハ若しくは二の規定による保険者」を「第二号ハ若しくは二 第三号ハ若しくは二若しくは第四号ハの規定による協会」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定(令第九条第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)」を加える。

第九十五条第一項第四号を次のように改める。

四 令第九条第一項第三号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号に掲げる者のいづれかに該当している旨又は同条第二項第三号に掲げる区分に該当している旨

第九十五条第四項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「(令第十条第一項各号に掲げる療養に限る。)」を削り、「被保険者証」の下に「又は処方せん」を加え、同条第五項中「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、同条第六項中「第九十三条第三項第四号」を「第九十三条第三項第三号」に、場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号イに掲げる場合に該当しなくなったとき又は同号ロに掲げる場合に該当している旨の認定を受けている被保険者が同号ロに掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第一号イに掲げる者が令第九条第一項第一号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第一号ロに掲げる者が令第九条第一項第二号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第一号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき若しくは令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第二号に掲げる区分に該当していることにつき認定を受けている者が当該区分に該当しなくなったとき。

第九十五条第五項中「又は第二号ハ若しくは二の規定による保険者」を「第二号ハ若しくは二若しくは第四号ハの規定による協会」に改め、「の認定」の下に「又は同条第三項若しくは第四項の規定による協会の認定(令第九条第二項第三号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。)」を加える。

第九十五条第一項第四号を次のように改める。

四 令第九条第一項第三号、第三項第三号若しくは第四号、第四項第三号若しくは第四号若しくは第五項第三号に掲げる者のいづれかに該当している旨又は同条第二項第三号に掲げる区分に該当している旨

掲げる者が令第九条第三項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき、令第十条第一項第二号ハに掲げる者が令第九条第四項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第三号二に掲げる者が令第九条第四項第四号に掲げる者に該当しなくなったとき若しくは令第十条第一項第四号ハに掲げる者が令第九号第五項第三号に掲げる者に該当しなくなったとき又は令第十条第三項若しくは第四項の規定により令第九条第二項第三号」に改める。

第九十六条の見出し中「第十条第四項」を「第十条第五項」に改め、同条中「給付は」の下に「被保険者又は被扶養者が保険医療機関等から受ける療養については」を加え、同条に次の一項を加える。

2 令第十条第五項の厚生労働省令で定める医療に関する給付は、被保険者又は被扶養者が指定訪問看護事業者から受ける療養については、次のとおりとする。

一 障害者自立支援法第五十八条第一項の自立支援医療費 同法第七十条第一項の療養介護医療費又は同法第七十一条第一項の基準該当療養介護医療費の支給
二 石綿による健康被害の救済に関する法律 第四条第一項の医療費の支給
三 前各号に掲げる医療に関する給付に準ずるものとして厚生労働大臣が定める医療に関する給付

第九十七条(見出しを含む。中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。
第九十八条(見出しを含む。中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。
様式第六号(裏面)中「入院療養の継続又は厚生労働大臣が定める在留期間満了申請書、特定施設入院療養医療費申請書若しくは特定医療機関診療録(以下「入院療養等」という。))を改める場合は、入院療養等」を「療養」に、「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等を受けるとき」を「療養を受けるとき」とし、「この場合」を「入院療養を受けるとき」とし、「第十条第一項第二号」を「第九号第一項第二号」に改め、「同項第一号」の下に「又は同条第二項第一号」を加える。

第九十九条(見出しを含む。中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。
第九十八条(見出しを含む。中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。
様式第六号(裏面)中「入院療養の継続又は厚生労働大臣が定める在留期間満了申請書、特定施設入院療養医療費申請書若しくは特定医療機関診療録(以下「入院療養等」という。))を改める場合は、入院療養等」を「療養」に、「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等を受けるとき」を「療養を受けるとき」とし、「この場合」を「入院療養を受けるとき」とし、「第十条第一項第二号」を「第九号第一項第二号」に改め、「同項第一号」の下に「又は同条第二項第一号」を加える。

第九十九条(見出しを含む。中「第十条第六項」を「第十条第七項」に改める。
第九十八条(見出しを含む。中「第十条第七項」を「第十条第八項」に改める。
様式第六号(裏面)中「入院療養の継続又は厚生労働大臣が定める在留期間満了申請書、特定施設入院療養医療費申請書若しくは特定医療機関診療録(以下「入院療養等」という。))を改める場合は、入院療養等」を「療養」に、「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等を受けるとき」を「療養を受けるとき」とし、「この場合」を「入院療養を受けるとき」とし、「第十条第一項第二号」を「第九号第一項第二号」に改め、「同項第一号」の下に「又は同条第二項第一号」を加える。

様式第七号(裏面)中「入院療養の継続又は厚生労働大臣が定める在留期間満了申請書、特定施設入院療養医療費申請書若しくは特定医療機関診療録(以下「入院療養等」という。))を改める場合は、入院療養等」を「療養」に、「保険医療機関等」の下に「又は指定訪問看護事業者」を加え、「入院療養等を受けるとき」を「療養を受けるとき」とし、「この場合」を「入院療養を受けるとき」とし、「第十条第一項第二号」を「第九号第一項第二号」に改め、「同項第一号」の下に「又は同条第二項第一号」を加える。

第二十六条の二中「すべて」を「全て」に改め、「第四十三条第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、「第二十九条の四第一項第二号ハ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ又は第四号ハ」に改め、「第四十三条第一項第二号二」の下に「又は第三号二」を加え、「第二十九条の四第一項第二号二」を「第二十九条の四第一項第三号二又は第四号二」に改める。

第二十六条の六の三中「すべて」を「全て」に改め、「第四十三条第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、「第二十九条の四第一項第二号ハ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ又は第四号ハ」に改め、「第四十三条第一項第二号二」の下に「又は第三号二」を加え、「第二十九条の四第一項第二号二」を「第二十九条の四第一項第三号二又は第四号二」に改める。

第二十七条の二中「すべて」を「全て」に改め、「第四十三条第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、「第二十九条の四第一項第二号ハ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ又は第四号ハ」に改め、「第四十三条第一項第二号二」の下に「又は第三号二」を加え、「第二十九条の四第一項第二号二」を「第二十九条の四第一項第三号二又は第四号二」に改める。

第二十七条の二中「すべて」を「全て」に改め、「第四十三条第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、「第二十九条の四第一項第二号ハ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ又は第四号ハ」に改め、「第四十三条第一項第二号二」の下に「又は第三号二」を加え、「第二十九条の四第一項第二号二」を「第二十九条の四第一項第三号二又は第四号二」に改める。

第二十七条の二中「すべて」を「全て」に改め、「第四十三条第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、「第二十九条の四第一項第二号ハ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ又は第四号ハ」に改め、「第四十三条第一項第二号二」の下に「又は第三号二」を加え、「第二十九条の四第一項第二号二」を「第二十九条の四第一項第三号二又は第四号二」に改める。

第二十七条の二中「すべて」を「全て」に改め、「第四十三条第一項第二号ハ」の下に「又は第三号ハ」を加え、「第二十九条の四第一項第二号ハ」を「第二十九条の四第一項第三号ハ又は第四号ハ」に改め、「第四十三条第一項第二号二」の下に「又は第三号二」を加え、「第二十九条の四第一項第二号二」を「第二十九条の四第一項第三号二又は第四号二」に改める。



保 発 1 1 1 5 第 3 号
平 成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第327号。以下「改正政令」という。）が平成23年10月21日に公布され、平成24年4月1日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第135号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成23年厚生労働省告示第434号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第1 改正等の趣旨

改正政令により、従来入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関等に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

第2 改正等の具体的内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

（1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者等からも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

（2）様式の一部改正関係（様式第13号の2及び第14号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようにされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。

保発 1 1 1 5 第 4 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省保険局長
（公印省略）

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

標記について、別添のとおり、健康保険組合理事長あて通知したので、その
指導に当たっては、よろしくお取りはからい願いたい。



保 発 1 1 1 5 第 2 号
平成 2 3 年 1 1 月 1 5 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局長

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 3 年政令第 3 2 7 号。以下「改正政令」という。）が平成 2 3 年 1 0 月 2 1 日に公布され、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行されます。これに伴い、本日、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 2 3 年厚生労働省令第 1 3 5 号。以下「改正省令」という。）が公布されるとともに、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示を廃止する件（平成 2 3 年厚生労働省告示第 4 3 4 号。以下「廃止告示」という。）が告示されたところです。

これらの改正等の趣旨及び主な内容は下記のとおりですので、運用に当たって、十分に留意の上、被保険者等への周知など適切に御対応いただくようお願い申し上げます。

記

第 1. 改正等の趣旨

改正政令により、従来の入院療養等に加え、外来療養についても、同一医療機関での同一月の窓口負担が高額療養費の自己負担限度額を超える場合は、患者が高額療養費を事後に申請して受給する手続きに代えて、保険者から医療機関に高額療養費を支給することで、窓口での支払いを自己負担限度額までにとどめる取扱い（以下「現物給付化」という。）を導入する。

これに伴い、限度額適用認定証の様式の変更など、関係省令について所要の改正を行うとともに、関係の告示を廃止する。

第2 改正等の具体的内容

1 健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）の一部改正（改正省令第1条関係）

（1）現物給付化の対象医療機関の追加関係

改正政令により、被保険者等が保険薬局、指定訪問看護事業者などからも高額療養費の現物給付化を受けられることになったことから、所要の規定の整備を行う。

（2）様式の一部改正関係（様式第13号の2及び第14号関係）

改正政令により、被保険者等が保険医療機関等から外来療養等を受けた際の高額療養費について、現行の入院療養等と同様に、保険医療機関等に直接支払うことができるようにされたことなどから、様式について所要の改正を行う。

2 船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）の一部改正（改正省令第2条、第3条及び第4条関係）

船員保険法施行規則等について、上記1と同様の改正を行う。

3 施行期日

1、2については、平成24年4月1日から施行する。

4 健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成14年厚生労働省告示第292号）等の廃止（廃止告示関係）

健康保険法施行令第43条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、国民健康保険法施行令第29条の4第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養、（平成14年厚生労働省告示第295号）、船員保険法施行令第10条第1項第1号及び第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める療養（平成14年厚生労働省告示第296号）、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第16条第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める療養（平成20年厚生労働省告示第228号）について、平成24年3月31日限りで廃止する。